

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 3 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務の諸経費について（通知）

災害等廃棄物処理事業の諸経費については、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日蔵計 2150 号）により、「災害等廃棄物処理事業については、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、当該委託業務に要する額の 15%の範囲内で計上できるものとする。ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。」とされています。

今般、関係省庁と調整を行い災害等廃棄物処理事業の仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う際は、同基準に定める間接工事費及び一般管理費等を補助対象とすることとしましたので、通知します。

なお、本取扱は、令和 3 年 4 月 1 日以降に発災した災害について、適用することとしましたので、貴管内市区町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

< 連絡先 >

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 施設第二係  
担当：野々村、烏  
TEL：03-5521-8337（直通）  
E-mail：[hairi-shisetsu@env.go.jp](mailto:hairi-shisetsu@env.go.jp)